

# 男女共同参画の視点からの 防災対応について

東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援

内閣府 男女共同参画局



# 阪神大震災以降の経緯 (防災基本計画と男女共同参画基本計画の改正へ)

**平成 7年 阪神大震災** (女性の死者数が男性より1000人程度多い。特に高齢女性。)

**平成16年 中越地震**

「女性の視点」の担当として、男女共同参画局職員を現地に派遣。

新潟県等に女性の相談窓口を設置。

現地派遣の報告等を踏まえ、男女共同参画局長から、防災担当政策統括官に提言。

## <提言:防災行政における男女共同参画の視点の反映>

1. 防災基本計画等の策定過程に「女性の視点」を明確に反映できるような措置を講ずるとともに、「女性の視点」を明確に位置づけること。
2. 地方公共団体等の災害発生時の各種対応マニュアル等に「女性の視点」からのニーズを把握し迅速に対処できる仕組みを盛り込めるよう、支援を行うこと。
3. 「女性の視点」を反映できるよう、防災部局の女性職員の割合を高め、管理職登用を進めること。

**平成17年 国連世界防災会議(@神戸)**

プログラム成果文書:「災害に強い国・コミュニティの構築:兵庫行動枠組2005-2015」  
ジェンダーの視点が盛り込まれている。



**防災基本計画の改正**

⇒男女共同参画の視点を入れる。

**男女共同参画基本計画の策定**

⇒防災(復興)の分野の男女共同参画を盛り込む。

# ◆ 防災基本計画 と男女共同参画基本計画

## 防災基本計画(抜粋)

我が国の災害対策の根幹をなす防災分野の最上位計画。

- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるものとする。  
また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

## 第3次男女共同参画基本計画(抜粋)

第14分野 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進  
4 防災における男女共同参画の推進

### 施策の基本的方向

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。

### 具体的施策

- ア 防災分野における女性の参画の拡大
- イ 防災の現場における男女共同参画
- ウ 国際的な防災協力における男女共同参画等

# ◆ 男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等

女性や子育てのニーズを踏まえ、以下の対応が必要。

## 1. 避難所で提供する物資に含めるもの

- (1) 生理用品（手渡しは女性からが良い。）
- (2) おむつ（おしり拭きもあるとよい。）
- (3) 粉ミルク（個包装タイプが衛生的で便利。ブロックタイプもある。）  
（粉ミルクを溶かすためのきれいな湯・水にも配慮が必要）
- (4) 哺乳ビン（哺乳ビン用の乳首も必要。消毒器具もあるとよい。）
- (5) 離乳食（食べさせるための小型スプーンも必要）



## 2. 女性や子育てに配慮した避難所の設計

- ・プライバシーを確保できる仕切り→一斉掃除の際に仕切りを設置した例もあり。
- ・男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備、洗濯物干場の設置
- ・安全な男女別トイレの設置
- ・乳幼児が安全に遊べる空間の確保や乳幼児のいる家庭用エリアの設定
- ・女性や子どもはひとりで行かないように注意喚起



## 3. 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

- ・女性や子育て家庭の意見やニーズに耳を傾ける。
- ・各避難所の運営体制への女性の参画→女性も参加できる打ち合わせ会を持つ
- ・地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携
- ・女性医師・保健師や女性相談員による女性や子育てなどの悩み相談サービスの提供とその周知

女性の視点や声・悩みを反映

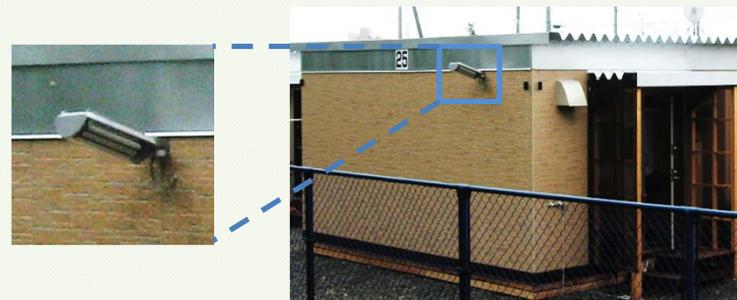
## ◆ 男女共同参画の視点を踏まえた

### 仮設住宅における災害対応

仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていくためには、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要。

#### 【1】安心・安全の確保に配慮した対応（周辺環境整備や被災者への防犯意識の啓発）

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り(巡回)の実施



#### 【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり(花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承等、コミュニティの中での役割作り)
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

#### 【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

- (1) 交流を図るための集会所、集会スペース等の設置
- (2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり
- (3) わかりやすい情報の発信・関係機関が連絡を密にした相互情報交換
- (4) 相談、支援情報等の窓口の一元化

#### 【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営における女性の参画推進  
女性を始めとする生活者の意見集約と反映

# ◆ 復興・生活再建への女性の視点 (阪神・淡路大震災等における気づき・参考事例)

## ○復興住宅の運営

- ・設計の際に女性の生活面での意見を取り入れる仕組みがなかったので、使い勝手が悪かった。たとえば、台所にはガスコンロとシンクしかなく、料理に必要なまな板を置くスペースがなかった。その後、女性が意見を出して、改善された。
- ・元々のコミュニティがバラバラになって復興住宅に入居したので、住民どうしの交流がなく、孤立化が進んだ。そこで女性が中心となって、井戸端会議やお茶を飲むサロンを作って、住民が集い、気軽に話をするようになり、コミュニティの再形成支援につながった。

## ○女性の雇用と起業

- ・「男性は仕事、女性は家庭が優先」という発想があり、夫は震災後に会社へ駆けつけたが、子どもを預ける場がないと妻は出勤できず、女性の解雇例が増えた。
- ・コミュニティの再形成や女性の就労支援のため、介護、子育て等の生活に密着したサービスをきめ細かく提供することが求められて、これを得意とする女性たちが能力を発揮できるコミュニティ・ビジネスが生まれた。NPO活動も盛んになった。その資金に「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」の起業支援が活用された(阪神・淡路大震災復興基金を活用)。

## ○女性の意見の集約と反映

- ・当初は復興に女性の参画がなかったので、女性たちが「男女共生まちづくり検討委員会」を立ち上げて提言をまとめ、県の復興計画にも反映された。
- ・さまざまな活動(例:生活支援情報が行政の掲示のみでは市民に十分に周知されなかったので、地域の女性たちが個別に届けて回る)の成果が評価され、女性の意見を反映する必要性の機運が高まり、仮設・復興住宅に戸別訪問をする生活支援相談員の設置等につながった。
- ・女性が意見を出しやすいしくみも新たに整えられた(例:生活復興県民ネットの立ち上げ)。

# ◆ 東日本大震災復興基本法、復興構想会議提言

## 東日本大震災復興基本法 (抜粋)

(平成23年6月24日施行)

第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

## 復興への提言～悲惨のなかの希望～ (抜粋)

(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議)

復興に際しては、声を出しにくい人々にも配慮することで、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行うべきであり、その理念に基づく諸施策を推進すべきである。

たとえば、これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。

こうして、「居場所と出番」を持てるようにすることで、これまで届くことのなかった声なき声が地域コミュニティに反映され、地域の活力が高まることが望まれる。被災地の復興において、このような社会的包摂が実現することで、新しい人々のつながりが現実化し、新たな日本社会の発展につながることを期待したい。

# ◆ 東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋）

（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）

## 1 基本的考え方

- ・男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

## 5 復興施策

### (1) 災害に強い地域づくり

- ・高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したまちづくりを進める。
- ・まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。

### (2) 地域における暮らしの再生

- ・女性の悩み相談を実施する。
- ・若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
- ・女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

### (3) 地域経済活動の再生（農業）

- ・農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

## 7 復興支援の体制等

- ・「東日本大震災復興対策本部」及び「現地対策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。